

# フランスにおける一人有限会社

## La SARL unipersonnelle en France

ジャン・クロード・アルアン\*

(Jean-Claude Hallouin)

亀井克之訳\*\*

一人有限会社 (SARL unipersonnelle) の定義はフランス語で言うところのわかりきったこと (lapalissade) であるが、社員が一人の有限会社 (SARL: Société à Responsabilité Limitée) を意味する。立法者における議論の末、実務上、これは有限責任一人企業 (EURL: Entreprise Unipersonnelle à Responsabilité Limitée) と時には呼ばれる。しかし実際、技術的な観点からは、EURL (有限責任一人企業) という範疇は存在しない。これは社員が一人しかいない SARL (有限会社) 以下でも以上でもない。一人有限会社をよりよく理解するためには、まず、有限会社とは何かを復習することから始めよう。

有限会社は、今日、フランスで非常に普及している商事会社 (société commerciale) の形態の一つである。統計上は、最も活用されている形態である。これは1925年にドイツ法における有限会社 (GmbH: gesellschaft mit beschränkter haftung) を模倣してフランスに導入された。これには第一次世界大戦の影響もある。この戦争で多くの小規模商店が被害を被ったからである。商店経営者にとって、責任の制限 (リスクの限定) が可能となるように、一社員は企業の債務を負わないという一責任が制限されたこの形態が導入されたのである。しかし、これは物的会社 (資本金会社) (société de capitaux) ではない。この形態は当時の人的会社 (sociétés de personnes) の基本的な特徴を呈していた。

SARL はすぐに成功を収めたわけではなかった。税制が会社化することに有利ではなかったし、商売を個人事業として行うという考えが非常に根強かったからである。状況が進展するには1960-1970年代まで待たねばならなかった。まず第一に、会社法の初の大改正となった1966年7月24日付法、次いで税制改革、さらには企業経営者の会社における地位 (Statut Social) に関する改革である。

SARL は物的会社に似た制度とされた。(物的会社の) 多くの特長が採用された。例えば、設立手続きは実際上同じである。役員 (dirigeant) は大きな業務執行 (gestion) 上の権限を持つ。資本の過半数で議決される通常社員総会 (l'assemblée générale ordinaire) と4分の3で議決さ

---

編集部注\* ボアティエ大学法学社会科学部教授

\*\* 関西大学総合情報学部教授

本稿は2006年9月22日開催された法学研究所第63回特別研究会の報告原稿に加筆修正したものである。

れる特別社員総会 (assemblée générale extraordinaire) は区別される。通常社員総会は役員を選任し解任する権限ならびに利益配分を決定する権限を持つ。一方特別社員総会は定款 (statuts) を変更する権限を持つ。また SARL は最低資本金 (capital social minimum) を有する必要がある。しかしこれは常に低い額に抑えられていた。

SARL は、社員が株式 (actions) ではなく持分の所有者 (titulaires de parts) にとどまっているという点で、人的会社との接点を常に保持してきた。一方、会社設立に関わる税制上の障害は取り除かれ、経営者 (役員) の会社における地位もより魅力的なものとなったため、SARL の制度が一気に普及した。数年間で、60万社から100万社に増加した。

こうした1970-1980年代の状況を背景に、個人事業主 (entrepreneur individuel) にとっての責任の制限 (limitation des risques) の問題が取り上げられることとなった。一般に個人事業主と呼ばれる人達は、独立した職業、商業的な職業、職人的な職業を営む自然人 (personne physique) である。1925年以來、責任を限定したい人は、SARL を設立することによってそれが可能となった。

しかしそのためには他人と組む必要があった。通常、それはさほど困難なことではなかった。つまり共同で商売を営む夫婦二人を想起すればよい。しかしいつもその通りというわけではない。一緒に事業を営むたくないという夫婦も充分ありえる。一般的なフランス語で言うところのわら人形 (homme de paille) のような存在である名義社員 (親切心から社員となってくれる人) (associé de complaisance) と共に会社を設立することも可能であった。しかしこれは必ずしも良い解決策とはいえなかった。

その結果、個人企業家が、一人で事業を営みながらも、責任制限を可能とするために法が提供しなければならない技術的方策についての議論が行われるようになった。こうして一人会社 (société unipersonnelle) の可能性についての議論がなされるようになった。この問題は、理論に関わる大きな議論をまきおこした。今日、議論は沈静化したとはいえ、常に一人会社の問題に戻って議論を始めなければならない。こうした問題が解決され、一人企業が受け入れられれば、一人有限会社 (SARL unipersonnelle) の利点が広く普及することが可能となるだろう。

## I 一人会社をめぐる問題 (La question de la société unipersonnelle)

1980年代の初頭にフランスでどのように議論が始まったかを理解するためにはいくつかのフランス法の基本的概念、会社 (société) の概念、さらには資産 (patrimoine) の概念について復習する必要がある。フランスでは伝統的に、会社とは一つの契約 (contrat) を意味する。18世紀には、会社とは、社員間の義務 (obligations entre les associés) のみを発生させる契約でしかなかった。

ナポレオンによる法典化の際、会社 (組合) は民法典において、典型契約 (contrats spéciaux) の中に位置づけられていた。「会社 (組合) 契約」(“Du contrat de société”) と名づけられた (民法典) 第3編第9条が存在していた。

商法典 (Code de commerce) においては、会社に関する一般規定 (総則規定) (dispositions générales) は存在しなかった。商法典は、民法典に帰属していた。

会社の特別な形態についてはいくつかの規定しかなかった。例えば、合名会社: (Société en Nom Collectif)、合資会社 (Société en Commandite Simple)、株式合資会社 (Société en Commandite Par actions)、そして株式会社 (Société Anonyme) である。こうしたすべての会社は、民法上の組合 (société civile) とは異なり、法人格 (personnalité morale) を有していた。しかし、あらゆる会社の起源には、一つの契約が存在すると考えられた。すなわち、フランス法においては、契約という場合、少なくとも二人の契約締結者 (co-contractants) の存在を意味している。一つの行為に、一人の当事者のみ存在する場合、それは単独行為 (acte unilatéral) となる。それゆえ一人会社は容認されなかった。

これは、会社の概念に関連して、さらにもう一つの理由で容認されなかった。最も普及している商事会社の形態は、既に述べたように、法人格を有している。すなわち、フランス私法の伝統においては、原則的に、法人格は人の集団 (groupements) に付与される。これが一人会社を拒絶する二つ目の理由となった。

考えなければならない二つ目の基本的な概念は、財産 (patrimoine) という概念である。一般的な言葉では、財産とは、人が所有する事物と富の総体を意味する。財産を有するということは、富裕であり大きな富を所有することと同義語である。

一方、法律用語としては、財産という言葉はもう一つ別の意味を持つ。これはオーブリーとロー (Aubry et Rau) によって19世紀の後半に練り上げられた。そこでは、財産は、人格と密接に結びついた形で把握された。つまり、個々の財産そのものとは異なり、個々の財産や義務の所有者になる資格 (aptitude à être titulaire de biens et d'obligations) を指し示すものと考えられた。財産は、充足されもするし、また空っぽになりもする器と捉えられた。生まれたばかりの子供も財産を持つし、貧困者もまた財産を持つ。その結果、三つの命題と一つの結論が導き出される。

三つの命題とは次のものである。あらゆる人は一つの財産を持つ。あらゆる人は一つの財産しか持たない。財産を持つ人しか存在しない。結論は、財産は、資産と負債の総体 (ensemble actif et passif) と捉えられるということである。すなわち人に帰属するあらゆる物と、その人物のあらゆる負債を意味する。

総体として、財産とは、常に、その日付やその起源に関わりなく、あらゆる所有物やあらゆる負債が溶けこみ合う一種のるつぼ (creuset) のようなものなのである。換言すれば、フランス法においては、財産とは、人が自らの資産の総体に対して負債の総体を負っていることを意味する。この財産の概念は、あらゆる人、特に自然人たる商業従事者 (commerçant personne physique) に適用される。この結果、人は一つの財産のみを有するということになる。つまり、個人ならびに商事上のあらゆる負債に対応する形での個人ならびに商事上のあらゆる資産である。

個人の財産と、その企業の財産とを区別することは不可能である。事業に失敗すれば、あらゆる個人的な富が拘束されることになる。これらの概念を思い起こせば、個人企業家はその責任を制限することを可能にするような技術的方策についての議論がどのように展開されたかを理解す

ることが可能となる。

二つの道筋が考えられた。まず第一は、会社の伝統的な概念を放棄して、一人会社を容認するというものである。一人会社が設立された瞬間から、二人の人と二つの財産が存在するということになった。会社は商行為を営み、その固有財産の上にそれを引き当てとする商事上の負債の責めを負う。単独社員 (associé unique) は、商行為を行わず、商事上の負債 (passif commercial) の責めを負わない。個人財産の上にそれを引き当てとする個人的な負債 (passif personnel) の責めを負う。財産の分離があるのは、(法人と自然人というように) 人の概念が複数化しているからである。

第二の道は、逆に、人格と密接に関連する財産の概念を放置して、特別財産 (patrimoine d'affectation) を認めるというものである。財産の概念は、民法典の条文に明示されているわけではない。同一人物が複数の財産の筆頭となることを何も禁じてはいない。それは一つの財産における資産は、この財産の負債にしか対応しないからである。学説上の大勢として、この第二の道が好まれた。

オープリーとローによる財産の概念は、人為的な要素を有しており、同一人物が、それぞれが資産と負債の総体であり、その一つが主で別の一つが一つの行為に影響を及ぼすという形で、複数の財産の筆頭になりえることをとても簡単に思いつけるような傾向があった。確かにオープリーとローによる概念は比較的新しく、古き伝統を要求しうるものではない<sup>1)</sup>。

逆に、会社の概念の方はより頑強なものであった。言語的にも、会社という語彙は、人が集まってという意味がこめられている。人が別の誰かと組むということが必要となるのである。学説の大勢として、一人会社 (société unipersonnelle) の考え方は拒絶され、特別財産 (patrimoine d'affectation) という考え方に助けを求めることが賞賛されたのである。

少し皮肉なことであるが、一人会社はリヒテンシュタインでしか知られていなかった。これは完全に事実というわけではない。英国では、以前から「ワン・マン・カンパニー」(“one man company”) が存在していた。また、特別財産は、ドイツ法では認知されていた。しかしながら、フランスの立法者が、1985年7月13日付け法に取り組んだ際、特別財産を採用しなかった。

フランスの立法者は、有限会社 (SARL) に対してのみ許可するという一人会社制を選択した。農業における同様なものが有限責任農業経営体 (EARL: Exploitation Agricole à Responsabilité Limitée) である。この選択は、いくつかのことを考慮した末になされた。まず第一にその簡便さである。一人有限会社 (SARL unipersonnelle) を導入するのに際しては、いくつかの条文を

---

訳注1) 鳥山恭一「一人会社の法規整 —フランスにおけるその展開—」『早稲田法学』早稲田大学法学会、65巻3号、1990年8月25日、32-33頁によれば、個人企業組織の制度化は、個人企業者の企業者としての責任を制限して、その財産を個人財産と企業財産とに分割することを内容としており、フランスでは、財産法上の基本原則とされている「財産単一不可分の原則 (le principe de l'unicité et de l'indivisibilité du patrimoine)」との抵触が問題視された。オープリー (Aubry) とロー (Rau) 両教授は、19世紀後半に、この「財産」の概念を定式化した。両教授によれば、「財産」は、まず「人格の発現 (émanation de la personnalité)」であり、したがって、法人も自然人もすべての人は「単一」の「財産」を持ち、これを「分割」することはできないとした。

書き換えるだけです。具体的には、会社の定義の部分と、SARLについての10の条文である。(社員数、集団的決議、など) その他の部分については、有限会社(SARL)の通常の制度でほぼ充足された。

もし仮に特別財産制度の導入を望んでいたとしたら、はるかにもっと大きな改革に着手し、それまで知られていなかったあらゆる一連の問題点を解決しなければならなかったはずである。だが、そのようにはならなかった。つまり、どのように特別財産を構成するのか?どのようにそれを移転(cession)したり承継(transmission)したりするのか?複数の特別財産を保有することは可能か?もし可能なら、その人と取引をする第三者が引き当てとなって拘束される財産について知るためには、どうすればよいのか?

第二には、提供される解決策の単純性と信頼性である。有限会社(SARL)はよく知られていた。有限会社が一人形態であるとき、通常の規則の主要な部分が適用される。特に第三者との関係に関するあらゆる部分や、持分の移転や継承に関するあらゆる部分である。まもなく、この方式が、多くの状況に対してよりよい解決策を提供することが明らかとなった。

企業家が事業譲渡を望む場合、(多くの危険があるとはいえ)有限会社の持分をどのように譲渡すればよいかはよくわかっている。資産と負債の構成要素を含む財産をどのように譲渡すればよいかはあまり理解されていない。

企業家が子供の一人に対して、移転または承継をしようと望む際には、しばしば共同経営(co-direction)の時期を持つことが適切となる。有限会社ならこうしたことをうまく行うことができる。というのも、仮に社員が一人であっても、業務執行者(gérant)を複数持つことが可能だからである。

特別財産の共同運営は、着手するのが容易ではない。これは有限会社にあてはまる多くの解決策の恩恵を受けないからである。企業は成長する。すると多くのパートナーの助けが必要となる。

有限会社の場合、それはとても簡単である。増資によってそれを実現するか、社員が持分の一部を譲渡することによってそれが可能となる。特別財産の場合、こうしたことが直接的には可能にはならない。(また別に特別財産としての)会社を作らなければならない。

つまり、特別財産の創造に際しては、(一般的に会社設立の手続きと類似だったはずだと考えるられる)各種手続きが必要となり、会社を設立するための新たな手続きが必要となる。さらに余分な税制上のコストがかかるリスクも付け加えなければならない。会社の設立は、顕著な価値を有する事業と財産から実現するからである。

要約するならば、一人有限会社は、即座に企業を会社形態にするという利点を有している。すなわち、20世紀の後半において、会社はフランスでは企業の法的組織化のための技術(technique d'organisation de l'entreprise)として認識されていた。そのため、結局、特別財産より、会社の概念の方が優越するということとなった。

このことは立法者が、一人有限会社を導入するために、会社の法的定義を修正する契機となった。

したがって会社は次のように定義されるに至った。会社は、「出資から生じることある利益を分配し、または、節約の利益を享受することを目的として、共同事業に財産または労務を出資す

ることを契約により合意した数人の者によって、設立される」 désormais “est instituée par deux ou plusieurs personnes qui conviennent par un contrat d’affecter à une entreprise commune des biens ou leur industrie en vue de partager le bénéfice ou de profiter de l’économie qui pourra en résulter…” (民法典1832条)<sup>2)</sup>

この条文においては、「契約」になお言及しつつも、従来の理論 (la théorie institutionnelle) (会社または法人についての) 組織体説、有機体説、法人実在説) を犠牲にしたことが明らかである。一人会社の容認において、諸外国の例、特にヨーロッパの事例は、大きな役割を演じた。その役割はその後も大きくなっていった。一人有限会社として結実するものを案出するにあたって、ドイツの例がしばしば引き合いに出された。まずは、ドイツ法における特別財産の認知を前面に押し出した一人有限会社反対論者によるものであった。しかしドイツ法は、結局のところ、その反対の方向での役割を演じることとなった。というのも、1970年に、ドイツの立法者が一人有限会社を導入していたからである。

その結果、法務大臣は、議会における議論を通じて、半ば論争となりながらも、これを承認することができたのである。「特別財産はうまくいきません。その証拠は、ドイツ法はそれを認めながらも、結局、一人会社を採用した最初の国ではありませんか」

ベルギーの例もまた大きな影響を及ぼした。フランスが法律の準備段階にあるときに、ベルギーの議会は、一人会社ではなく、特別財産を選択した法案についての議論を行っていたからである。この法案は200以上の条文を有しており、そのうち3分の2が会社に関する条文を純粹に書き写したようなものだった。一人会社の場合に必要なのが10程の条文であるのと比較すると恐ろ

訳注 2) 講演原稿では、民法典第1832条の3項目のうち最初の項目のみが紹介された。残り2項目を含む全3項目を示すと次の通りとなる。同時に関連する主要な条文を合わせて下表に掲げる。

#### フランスにおける一人有限会社をめぐる法律

民法典 第3編第9章「会社」(1978年1月4日法律第78-9号により改正)

**第1832条** (1985年7月11日法律第85-697号により改正)

- ① 会社とは、出資から生じることある利益を分配し、または、節約の利益を享受することを目的として、共同事業に財産または労務を出資することを契約により合意した数人の者によって、設立される。
- ② 会社は、法律が定める場合には、単独の者の意思による行為によって設立することができる。
- ③ 社員は、損失を分担する義務を負う。

商事会社に関する1966年7月24日法律第66-537号

**第34条** (1985年7月11日法律第85-697号により改正)

- ① 有限会社は、その出資の限度においてのみ損失を負担する一人または複数の者により設立される。
- ② 会社が一人だけからなる場合、この者を「単独社員 (associé unique)」と称する。単独社員は、本章の規定により社員総会に付与された権限を行使する。

**第36-1条** (1985年7月11日法律第85-697号により追加)

有限会社のすべての持分が、一人の所有に集中した場合には、裁判所による解散に関する民法典第1844-5条の規定は適用しない。

(鳥山恭一、前掲論文に基づく)

しいこととなる。結局、フランスにおける法の採択が、ベルギーにおける特別財産に関する法案の廃案へとつながった。

さらに、欧州共同体法当局の介入は、一人会社の選好を強めるのみであった。1989年12月21日欧州共同体指令89/767は、加盟国に対して、個人企業の経営者の責任を制限する方法を提起するように求めたのである。指令は技術的な選択の余地を残した。つまり一人会社かあるいは特別財産かの選択である。指令がこのように選択の余地を残したのは、加盟国のうち、ポルトガルが特別財産を既に採用していたからである。以来、ポルトガルはその方向を選択した唯一の国であったが、この特別財産とは別に、一人会社も採用した。一人会社は欧州共同体において今日最も支配的なモデルとなっている。

フランスでは、一人有限会社はすぐに大きな成功を取めたというわけではなかった。このことは、税制上ならびに社会上の特典が存在していなかったという事実、さらに既に充分なほど数多くの（事実上は一人で構成されている）複数人から成る SARL が存在していたという事実によって説明される。しかしその数は徐々に増加してきた。SARL の10%、約10万社に及ぶと推定されている。また、1985年法以来、略式株式会社（SAS）もまた「一人会社」になり得るようになったからである。

今日、議論は完全におさまったわけではない。非常に特殊な形で、議論が再燃したにすぎない。一人会社が問題視されるようになったというわけではない。時に、特別財産が要求されるということなのである。この学問的な声はすぐに広まるという様子ではない。一人有限会社は容認されている。ではその利点は何だろうか？

## II 一人会社の利点 (Intérêts de la société unipersonnelle)

その制度の観点から見れば、一人有限会社は、まず何よりも有限会社である。すなわち有限会社の通常の規則が適用された。とは言え、もちろんいくつかの新たな規則の採用や、いくつかの制限も設けられている。新たな規則として代表的なものが、通常総会を単独社員による決定に置き換えたことである。制限は、一人有限会社を設立する可能性に関するものである。元々1985年には、ある一人の自然人が、一つ以上の一人有限会社の社員となることは禁じられていた。この禁止条項は1994年になくなった。一人の自然人は、一つの法人と同様に、望めばいくつの一人有限会社の社員となってもいいことになった。しかしながら重要な留意事項がある。一つの一人有限会社は、また別の一人有限会社の社員となることはできない。つまり一人有限会社のチェーン展開は禁止されているのである。この留意事項によって、一人有限会社の利点は、単独社員が、自然人であるか法人であるかによって異なったものとなった。

### A 単独社員が自然人である場合 (L'associé unique personne physique)

自然人による単独社員の場合、第一の利点は、当然のことながら、責任の制限にある。これは、自然人の商店経営者の状況と比較した場合、最大の利点である。一人有限会社が構成された瞬間

から、二つの人格、すなわち二つの財産が存在することになる。会社は商事行為を行なう。商事上の債務を負うのはこの会社である。会社は、会社が所有する財産を基礎にして、債務につき負担を負う。かつて商人であったもの、あるいは商人であるべきだった者は、もはやこうした性格を持たない。その者は単なる（一人有限会社の）社員にすぎない。したがってそうした人たちは企業の債務を個人的に負うことはなくなった。ひとたび出資（apport）を実現すれば、それ以上、その人物に対して要求することはできない。その者は、自分が出資した分のみを失う可能性があるだけである。個人的な財産は保護される。

要求される最低資本金額（capital social minimum）は、通常の有限会社のそれと同じであり、これは常に小額であっただけに、その利点はなおさら大きい。その額は、2万フラン、ついで5万フラン、そして7500ユーロとなった。今日、これはさらに改善あるいは改悪された。もはや最低資本金額というものもは存在しなくなった。有限会社の資本金額は定款により自由に設定可能となった。つまり法的には1ユーロから、一人有限会社を設立することが可能となった。1ユーロ設立を薦めるべきかどうかは定かではない。実際のところ、原則では社員は会社の債務に責任を負わないとはいえ、これについてはいくつかの修正（緩和）（tempérament）がある。

まず第一の修正は、純粹に契約的なものである。会社が資本不足となったときに借入れを望んでも、銀行員はその会社が債務返済に十分な保証を提供しないと考えるだろう。銀行は、単独社員による個人保証を要求するだろう。担保付の貸付については、責任の制限はもはや存在しない。

第二の修正は、清算（破産手続き）（liquidation judiciaire）の場合に現れるもので、経営者（dirigeant）にのみ（責任が）及ぶのであるが、一人有限会社においては多くの場合、単独社員が、同時に経営者となっている。仮に経営者が経営上の過失（fautes de gestion）を犯した場合、会社の負債のすべてまたは一部をその者に負わせることが可能である。

ここでは責任制限という概念は消滅し、それに伴い、一人会社のあらゆる利点も失われてしまう。学説の多くは非常に多くの場合それが現実で、一人会社における責任限定というのは多くの場合はおとり（leurre）のようなものにすぎないと見ている。最近の調査では、そうしたことは事実ではなく、逆に会社の負債を役員の個人的な負担にすることは統計上、複数人の有限会社（SARL pluripersonnelle）よりも一人有限会社において頻繁ではないことが判明している。質的調査によってその理由が理解できる。調査によれば、一人有限会社は一般に既に企業経営の経験があり、法律コンサルタントの意見を取り入れた人物によって選択されている。そうした人物は、責任の制限を求め、その恩恵を失わないためには何をなすべきかを知っている。こうした観点からは、一人有限会社はその役割を十分果たしている。

第二の利点は、経営（gestion）に関して、いくつかの選択肢があることである。適用される有限会社の通常の規定では、単独社員（associé unique）は自動的に業務執行者（gérant）であるというわけではない。業務執行者たるには、そのように指名される必要がある。

実際、社員の肩書きで、業務執行者として指名されることが可能である。しかし第三者を指名することも可能なのである。もし自らを業務執行者に指名すれば、その者は社員と業務執行者という二つの肩書きを積み重ねることとなる。つまり完全な権力を有すということになる。しかし



ながら、それぞれの役割についての義務的事項を遵守することが望まれる。例えば、業務執行者としては、会社財産の流用 (abus de biens sociaux) をしないように留意しなければならない。会社の目的・目標に合致した経営を要求する、こうした義務を遵守しなければ罰則に身をさらすことになるだけでなく、責任制限の恩恵を失う可能性がある。会社運営 (gérance) を第三者に委任する場合、一人有限会社は、自分の企業を第三者に経営させる新しい技術として捉えられる。その運営は通常のものに近い。

単独社員は社員総会において権力を有する。意思決定の方法は整備されてきた。招集と討議のあらゆるプロセスは、単独社員の決定にとってかわられ、それは、従わなければ無効とされてしまう特別の形式に従う。すなわち記録簿への記載である。これは総会の議事録 (procès verbaux) に相当する。結局のところそれほど強制的ではなくよく知られた形式と多くの義務について、単独社員の個人的財産と切り離された会社の財産は、当事者と第三者によって管理可能である。さらに一人有限会社の利点は、企業家 (entrepreneur) が、企業の資産 (actifs de l'entreprise) ではなく、持分 (parts sociales) の所有者であるという事実にある。

このことは、事業の譲渡ならびに承継 (cessions et transmissions) の際に、さらに柔軟性を与える。事業の譲渡ならびに承継は、人口動態的な状況を考慮すると、現在のフランスにおいてきわめて重要な問題となっている。数年後には、多くの企業経営者が定年の年齢に到達し、子孫に承継するか、それが不可能であれば事業を売却することになる。持分は、資産よりも容易に、部分的また段階的な譲渡 (cessions partielles ou progressives) を可能とする。また分配もはるかに簡単に行うことが可能である。かくして、企業主に幾人かの子供がいる場合、持分を子供たちに配分し、経営をそのうちの一人に委ねることができる。こうしたことは、商事上の資産 (actifs commerciaux) については、はるかに困難となる。同様に、段階的な譲渡を望む場合、持分の一部を譲渡することは可能である。一方、取得者は第三者又は近親者となるが、まずは共同経営者となる。次に、残る部分が譲渡され、取得者は唯一の役員となる。

ここで注目しなければならないことは、一人有限会社は会社の固有の形態なのではなく、有限会社の固有の状態だということである。社員の単独制 (unicité d'associé) から、複数性 (pluralité d'associés) への移行は、逆の作業と同じように、技術的には会社の形態変更ではない。このことに関する特別な規則は、今日フランス法において組織変更は十分に簡易な状況にあるとしても、機能する必要はない。なぜなら、また別の会社形態の下、同じ法人を続行することになるからである。一人の社員から複数の社員への移行は、その逆と同様に、資本の配分 (répartition du capital) に関する変更には過ぎない。複数人有限会社においては、社員数の変更以上の結果をもたらすものではない。

定款の執筆によって、特に単独社員または社員の集団による意思決定の方法に関して、二つの状況が規定される事実留意しなければならない。すなわち、社員総会による意思決定と単独社員による意思決定とである。このことは一方で、一人有限会社へと至る二つの道筋があることを意味している。すなわち唯一の社員による会社の設立と、複数の社員から単独の社員への移行である。

企業が成長している場合は、状況も好都合である。会社は既に存在しているし、さらに繰り返すことになるが、単独社員制から複数社員制に移行するのは非常に容易である。そのような需要が感じられるや否や、増資 (augmentation de capital) という方法であれ、持分の譲渡という方法であれ、パートナーを加入させるのが適当となる。その結果、個人事業家に対して、実務の観点から、次のように総括することができる。

仮に企業の規模が小さく、特別な見通しが無い場合には、一人会社を設立しないことを助言することがなほ許されるであろう。しかし企業に成長の見通しがあれば、あるいは比較的短期間にその企業が承継される場合には、一人有限会社は、もっとも多くの機会を提供する形態となる。

## **B 単独社員が法人である場合 (L'associé unique personne morale)**

単独社員が法人である場合、一人有限会社は100%子会社 (filiale à 100 %) ということになる。その立場で、当該企業は、グループに貢献しえる。フランス法は当初よりこのことを容認していた。しかしながら、こうした単独社員は業務執行者としては指名され得ないことに留意しなければならない。その理由は、有限会社においては、役員は自然人でなければならないからである。一人有限会社は、社員が法人である場合、第三者に運営を委ねることはできない。その他の部分については、既に見た単独社員が自然人である場合における利点・特典のほとんどを見いだすことができる。主要な関心点は、先ほど見たのと同様に、事業活動を自らの個人的財産から分離しうることにある。

解散 (dissolution) の際には固有の特典がある。単独社員が自然人である一人有限会社に適用される有限会社の一般的な権利として、解散は清算へ導かれ、清算の期間に会社の法人格は存続することになる。単独社員が法人である一人有限会社においては状況は異なる。解散は清算を伴わずに実施される。これは資産のすべて、すなわち負債と同様に資産が単独社員に移転されていることを示している。実際、その効果は、合併の効果と同様である。しかし、解散はさらにもっと単純な条件でなされる。なぜなら単独社員が会社の解散を意思決定すればそれで十分だからである。これは事業再構築 (restructuration) の非常に単純かつ柔軟な方式となる。

しかしながら、実務上は、一人有限会社は、グループ構成企業としてはほとんど用いられていない。その理由は、基本的に税制に関わるものである。これは何よりも一人の社員のみを有する一人有限会社が、法人税制の対象となっている事実による。税制上の連結制度 (intégration fiscale) という選択肢を用いる場合を除いて、支配会社 (société contrôlante) のところで (一人会社の) 損失の税制上の遡及 (控除) (remontée fiscale des pertes) を認めないという不都合を呈している。一人有限会社が企業グループで用いられない理由は、会社の持分の譲渡に関わる税制にもある。有限会社の持分譲渡は、株式譲渡よりも費用がかさむ。それゆえ企業グループは、簡易株式会社 (SAS : Société par Actions Simplifiée) の方を好むのである。

グループは、今日存在している一人有限会社から、より簡単に、同様に一人会社となり得る簡易株式会社へと転換しえる。これは100%子会社を組織するのに、ふさわしい形態である。しかし、それはまた、フランスの一人会社法制の成功と、それが決定的に受容されたことの証しでもある。

## 訳者あとがき

ここに訳出したのは、2006年9月22日に開催された、関西大学法学研究所第63回特別研究会「フランスにおける小規模会社」（司会・後藤元伸、通訳・亀井克之）において、ポワティエ大学・法学社会科学部教授ジャン・クロード・アルアン氏が行った講演のオリジナル原稿である。

ジャン・クロード・アルアン（Jean-Claude Hallouin）氏は、フランス中西部、ポワティエ大学・法学社会科学部の教授である。アルアン教授の研究領域は、会社法を中心とする広義の「団体法」である。特に、小規模企業法ならびにアソシエーション法を研究領域の中心とされており、当該領域におけるフランスを代表する研究者である。ヨーロッパ会社法制やフランス会社法制に関わる総論的な研究のほか、小規模企業法、一人会社法、アソシエーション法に関する各論的な研究を数多く発表されている。

今回の講演で、アルアン教授は、フランスにおいて、一人会社が容認されるまでの過程を解説している。具体的には、1985年7月11日法により、個人企業者の責任制限を念頭に、企業財産と個人企業者の個人財産との分離を確保して、個人企業のための企業組織を制度化する目的で「有限責任一人企業（EURL：Entreprise Unipersonnelle à Responsabilité Limitée）」という名称で、一人会社の設立および存続が認められるに至った経緯について、時代背景、学説、論点と共に述べられている。アルアン教授の講演内容は、我が国で、2006年に「会社法」が施行され、会社をめぐる諸制度が改革されたことと関連して、日仏比較の観点から、大変興味深い内容であった。

講演原稿の訳出にあたっては、特に次の論文を参考にした。鳥山恭一「一人会社の法規整 ―フランスにおけるその展開―」『早稲田法学』早稲田大学法学会、65巻3号、1990年8月25日。

本稿の基となった講演会当日の通訳用原稿の準備に際して、講演会の司会の労をとられた後藤元伸法学部教授（現在、政策創造学部教授）から、専門用語の解説、原稿の修正など、さまざまなご指導を賜った。ここに感謝の意を表する次第である。